

本融資制度に関するFAQ（よくあるお問合せ）

<融資対象者 関係>

Q 1 個人も融資対象者になりますか？

A 1 個人事業者であること等の要件を満たせば、本融資制度の対象者となります。
具体的には、個人事業者として税務署に開業届（ただし、開業届に予定日のみを記載している場合を除く）を提出しており、客観的に事業に着手していることが確認できる等の要件を満たしている場合は、本融資制度の対象者となります。

<融資対象設備等・資金 関係>

Q 2 当社は県内に事業所があります。他県にある事業所で省エネ設備を導入することを検討していますが、融資を受けることはできますか？

A 2 本融資制度は、県外に設備を設置する場合は対象となりません。

Q 3 すでに設置されている設備を他人から購入したいのですが、資金使途として認められますか？

A 3 本融資制度の資金は、融資実行前にすでに自己又は他人によって導入済みの設備や中古品等の購入費用に充てることはできません。

Q 4 既存借入金の借換えのために融資を受けることができますか？

A 4 本融資制度は、既存借入金の借換えには利用できません。（設備導入等に係る資金のみ対象）

Q 5 売電事業用に土地を購入（賃借）したいのですが、融資の資金使途として認められますか？

A 5 本融資制度の資金は、土地の購入費や賃借料に充てることはできません。

<その他>

Q 6 エネルギー対策に取り組みたいのですが、具体的な取組みについてアドバイスをしてくれる公的な機関はありませんか？

A 6 次の機関が無料相談等に対応しておりますので、お問い合わせください。

（省エネルギー）

・福岡県省エネルギー相談窓口

（一般財団法人 九州環境管理協会／電話：092-674-2360）

（再生可能エネルギー・コージェネレーション）

・福岡県 エネルギー政策室（電話：092-643-3148）

Q 7 エネルギー対策特別融資制度は、国の補助金などと併用できますか？

A 7 本融資制度は、国等の補助金や税制優遇措置との併用が可能です。
なお、国等の補助金や税制優遇措置の情報につきましては、福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト「ふくおかのエネルギー」（<https://www.f-energy.jp>）で御確認ください。

福岡県エネルギー対策特別融資制度に関するお問合せ先

福岡県 企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話：092-643-3148

FAX：092-643-3160

メール：energy@pref.fukuoka.lg.jp

WEB：（本融資制度関係） <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html>

（ふくおかのエネルギー） <https://www.f-energy.jp>

（令和6年4月作成）

令和6年度 福岡県エネルギー対策特別融資制度 ～中小企業の皆様のエネルギー対策を支援します！～

県内中小企業における省エネルギー対策、再生可能エネルギー設備・コージェネレーション、水素ステーション等の導入を対象とする長期・低利の融資制度です。是非御活用ください。

1. 融資対象者 ※詳細は次ページを御覧ください。

県内に事業所があり、現に事業を営んでいる中小企業者（個人、法人、組合）

2. 融資対象設備等（県内の事業所に導入する場合に限る）

(1) 省エネルギー設備（エネルギー効率の高い先端製造設備を含む）

※例えば、省エネ型の照明設備、省エネ型の空調設備、省エネ型の給湯設備等

(2) 再生可能エネルギー設備（売電目的の発電設備を含む）

※例えば、太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマスエネルギー利用設備等

(3) コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池

(4) 建築物の省エネ改修

※躯体（外皮）の省エネ改修（設備の省エネ改修を併せて行うものも含む）であって、建築物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね10%以上削減されるもの。

(5) 水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備

※水素ステーション：燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備（定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む）

※その他の次世代自動車用燃料供給設備：電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等に電気又は燃料（石油以外の資源を使用するものに限る。）を供給する設備

(6) その他上記設備等と同等以上の効果を有すると知事が認めるもの

3. 融資の条件

(1) 融資限度額 1億円以内（再生可能エネルギー設備、水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備は2億円以内）

(2) 融資期間 10年以内（再生可能エネルギー設備、水素ステーションその他の次世代自動車用燃料供給設備は15年以内） ※据置期間は2年以内

(3) 融資利率 年1.1%（融資期間が10年超の場合は年1.3%）

(4) 保証料率 0.13～1.56% ※詳細は次ページを御覧ください。

(5) 担保 必要に応じ徴求

(6) 保証人 原則として、法人は代表者のみ、個人は不要

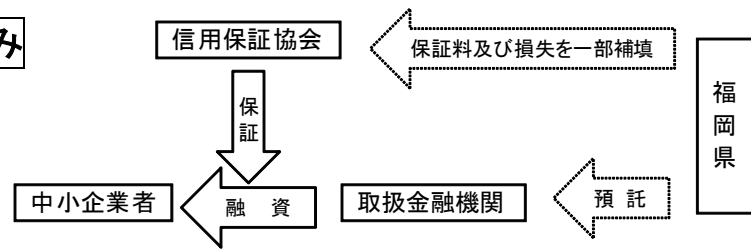
4. 融資のお申込み先（取扱金融機関）

福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、佐賀銀行、北九州銀行、十八親和銀行、熊本銀行、佐賀共栄銀行、西京銀行、豊和銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫、飯塚信用金庫、田川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、商工組合中央金庫（以上24金融機関）



福岡県マスコットキャラクター
「エコトン」

本融資制度の仕組み



本融資制度を御利用いただける方（融資対象者）

- 福岡県内に事業所があり、現に事業を営んでいる中小企業者（個人、法人、組合）であること。
※特定非営利活動法人（常時使用する従業員の数が300人（小売業の場合は50人、卸売業又はサービス業の場合は100人）以下のもの）も融資対象者となります。
- 福岡県信用保証協会の保証対象業種であること。
※農林漁業（一部を除く）、金融・保険業（保険代理店を除く）、サービス業の一部等は対象となりません。また、許認可等が必要な業種は、その許認可等が必要です。
- 直近1事業年度分の県事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納していること。
- 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止を受けた場合は、その取引停止から2か年を経過している（第1回不渡り又は電子記録債権が支払不能となって6か月を経過しているものを含む）こと。
- 信用保証協会の保証付融資を受けている方又はその保証人について、延滞等の債務不履行がないこと。
- 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。

信用保証（保証料率）

- 本融資制度は、福岡県信用保証協会の信用保証を必須としています。
- 本融資制度においては、保証料率の一部を県が補填しており、一般的な料率より低い料率が適用されます。
- 保証料率は、中小企業者の財務内容等に応じて適用区分が異なります。また、保証料は貸付時に一括納付することが原則となりますが、場合によっては分割納付することも可能です。詳しくは福岡県信用保証協会にお問い合わせください。

(4) 保証料率区分 <リスク考慮型信用保証料率表（責任共有保証料率の場合）> ※県補填適用後

| 区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 料率 | 1.56% | 1.41% | 1.21% | 1.12% | 0.92% | 0.77% | 0.68% | 0.48% | 0.33% |

※会計参与を設置している場合や不動産等の担保提供がある場合などにおいては、最大で0.2%の割引が適用されることがあります。

※法人の場合、一定の要件を満たすときは、所定の保証料に0.25%又は0.45%を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができます。

(5) 福岡県信用保証協会の本所・支所の所在地と電話番号

| | | |
|-------|---------------------------------|--------------|
| 本所営業部 | 福岡市博多区博多駅南2-2-1 | 092-415-2601 |
| 大濠支所 | 福岡市中央区黒門2-28 | 092-734-5923 |
| 北九州支所 | 北九州市小倉北区古船場町1-35（北九州市立商工貿易会館4階） | 093-551-2634 |
| 久留米支所 | 久留米市日吉町24-24 | 0942-38-1022 |
| 筑豊支所 | 飯塚市吉原町6-12（飯塚商工会議所5階） | 0948-22-3585 |
| 大牟田支所 | 大牟田市不知火町1-3-4（太陽生命大牟田ビル6階） | 0944-52-6011 |

融資のお申込みに必要な書類

融資のお申込みにあたっては、次の書類を取扱金融機関に提出してください。

なお、金銭消費貸借契約書等の締結時に信用保証委託契約書の作成・提出が必要となります。

| 番号 | 書類の種類 | 配布・発行場所 | 備考 |
|----|---|--------------------|---|
| 1 | 信用保証委託申込書 | 取扱金融機関 | |
| 2 | 個人情報の取扱い(提供)に関する同意書 | 取扱金融機関 | ○ 「1.信用保証委託申込書」の書式に附属しています。 ○ 包括同意書を提出している場合は不要です。 |
| 3 | 納税証明書 | 県税事務所 | ○ 納期限が到来している直近の1事業年度分(1年分)に係る事業税を完納していることを示す納税証明書を提出してください。 ○ ただし、個人事業主で事業税の課税がない場合は、市町村が発行する県・市町村民税の納税証明書を提出してください。 ○ 法人で法人事業税の課税がない場合は、法人県民税の納税証明書が必要となります。 |
| 4 | 商業登記簿謄本 | 法務局 | ○ 法人の場合に必要です。 ○ 新規のお申込みの場合、または登記事項に変更があった場合に必要となります。 ○ 発行後1か月以内のものを提出してください。 |
| 5 | 印鑑証明書 | 市町村 | ○ 新規のお申込みの場合、または届出事項に変更があった場合に必要となります。 ○ 発行後3か月以内のものを提出してください。 |
| 6 | 許認可等の写し | 許認可等を行った機関 | ○ 許認可等を必要とする業種の場合に必要です。 |
| 7 | 決算書、納税申告書等の写し ただし、特定非営利活動法人の場合は、これに代えて、次に掲げるすべての書類 ① 事業報告書 ② 計算書類及び財産目録 ③ 年間役員名簿 ④ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の写し | | ○ 原則として、法人は直近2期分の決算書の写し、個人は直近2年分の納税申告書の写しが必要です。 ○ 特定非営利活動法人の場合に必要な①～④は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第28条第1項の規定により作成・備置が義務付けられている書類となります。 |
| 8 | 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 | 取扱金融機関 | ○ 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合に必要です。 |
| 9 | エネルギー対策事業計画書 | 取扱金融機関 又は 県ホームページ※ | |
| 10 | 設備等の見積書 | | ○ 有効期限内のものを提出してください。 |
| 11 | 導入しようとする設備等が融資対象に該当することを示す書類 | | ○ 設備等のカタログ、仕様書、図面、省エネ診断書などを提出してください。 |
| 12 | 省エネ率計算シート | 取扱金融機関 又は 県ホームページ※ | ○ 「建築物の省エネ改修」を行う場合のみ提出してください。 |
| 13 | チェックリスト | 取扱金融機関 又は 県ホームページ※ | |
| 14 | その他必要と認める書類 | | ○ 1～13の書類のほか、場合によっては、書類の追加をお願いすることがあります。 ○ 「再生可能エネルギー発電設備の導入」を行う場合は、九州電力送配電(株)が発行する下記書類を提出してください。 【低圧連系の(50kW未満)の場合】 「系統連系に係る契約のご案内」の写し 【高圧・特別高圧(50kW以上)の場合】 「接続検討結果」の写し |

※本融資制度に係る県ホームページ：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html>